

次の委託業務について、企画提案に係る手続きにあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年5月23日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度森林・林業先端技術コーディネート業務委託

(2) 業務目的

森林管理・林業の労働生産性や安全性の向上を図るため、ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラムへの参画促進、現場のニーズと技術企業等が有する先端技術（シーズ）のマッチングとその実証を支援し、先端技術の現場実装を推進する。

(3) 履行期限

令和6年3月21日限り

(4) 契約限度額

3,539,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

4 手続等

(1) 担当部局

静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館13階
電話番号 054-221-2613 FAX 番号 054-221-2829
E-mail shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領等の配布

ア 配布書類

企画提案募集要領、仕様書

イ 配布期間

令和5年5月23日（火）から令和5年6月9日（金）まで

ウ 配布場所及び配布方法

静岡県森林計画課ホームページに掲載する。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041031/1026790.html>)

(3) 提出書類、提出期限及び提出方法等

ア 提出書類及び提出期限

企画提案参加表明書、登記簿謄本、納税証明書 令和5年6月2日（金）午後5時
企画提案書、組織概要、見積書 令和5年6月9日（金）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出先

上記(1)と同じ（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和5年6月15日（木）午後2時から

イ 場所 静岡県庁別館9階第3会議室

5 その他

(1) 詳細は、4(2)アによる。

(2) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(3) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課とする。